

み農委公示第9号

農地法第23条第1項の規定に基づき、小作料の標準額を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。

平成21年11月11日

みやま市農業会会長 松尾 孝幸

農地の区分		小作料の 標準額（円） （10a当り）	備 考	
田・畑の区分	名称		当該区分の主要作物	
			作物名	平均収量 10a当り
田	平坦地	13,000	水 稻	k g 483 瀬高町全域 山川町のほ場整備地区 高田町の開校区・江浦校区・岩田校区（田尻、岩津については市道岩津・留佐線以北、今福については今福集落以西）竹海校区（竹飯については集落以北）
	山間地	9,000	水 稻	k g 443 山川町のほ場整備地区外 高田町の飯江校区・二川校区・岩田校区（田尻、岩津については市道岩津・留佐線以南、今福については今福集落以東）竹海校区（竹飯については集落以南） （高田町地域の区分は別紙図面のとおり①：平坦地、②：山間地）
畑	全域	6,000	普通野菜	

改正された標準小作料は公示の日から適用されます。